

地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期計画

目次

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 市民病院としての役割を踏まえた医療の提供
- 2 地域医療機関との連携強化及び地域への貢献
- 3 信頼と満足が得られる医療の提供

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 優れた専門職の確保と人材育成
- 2 効果的かつ効率的な業務運営体制の構築

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 経営改善の取り組みと経常収支目標の達成

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

- 1 DXの推進
- 2 情報セキュリティ対策
- 3 西市民病院の再整備

第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

前文

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は平成21年の法人設立以降、市民の生命と健康を守るという基本理念のもと、質の

高い標準医療をはじめ、神戸市の医療政策の中で担うこととしている救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療など（以下これらを「政策的医療」という。）を行い、市民病院としての公的役割を果たしてきた。

引き続き市民病院として役割を果たすため、以下の基本理念のもと、神戸市長から指示された中期目標の達成に向け、次のとおり中期計画を定める。

【基本理念】

- ・地方独立行政法人神戸市民病院機構の役割は、市民の立場に立って、人間性豊かであたたかく、質の高い医療を安全に提供することにより、市民の生命と健康を守ることにあります
- ・地方独立行政法人神戸市民病院機構は、市民の信頼に応えるため、より多くの市民に効率的に医療を提供することに努めます

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から5年間とする。

なお、本計画は、新型コロナウイルス感染症に対応した第3期中期計画の状況を踏まえ策定するものであり、第4期中期計画の期間内であっても、新たな感染症や災害など社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の大きな変化があった場合、必要に応じて検証を行う。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院としての役割を踏まえた医療の提供

(1) 中央市民病院の役割

ア 日本屈指の救命救急センターとしての役割の発揮

- ・日本屈指の救命救急センターとして、新興感染症拡大時等の非常時においても途切れることなく24時間救急医療を提供し、全国トップレベルの応需率を維持するなど、あらゆる救急疾患から市民の生命を守る。
- ・精神科身体合併症病棟を活用し、様々な患者の状態に応じた治療を行うとともに救命救急医療の更なる充実をめざす。
- ・救急医療に携わる人材の育成を更に推進し、地域における救急医療向上への役割を果たす。

イ 高度な専門医療の提供

- ・地域医療機関との連携及び役割分担のもと、がんや脳血管障害、心血管疾患など様々な疾患について、本市の基幹病院として求められる高度な専門医療を提供する。
- ・手術支援ロボットの活用、大学等と連携したがんゲノム医療など市民に最新最良の医療の提供をめざす。
- ・連携会議を通じて、メディカルクラスター（神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群）における各医療機関の特性、役割を踏まえ、高度な専門医療の提供にかかる連携を推進する。

ウ 神戸医療産業都市の中核機関として治験・臨床研究の推進

- ・神戸医療産業都市の中核機関として、最先端の治験・臨床研究を積極的に推進し、生命の維持と生活の質の向上につながる新たな医療を創造することで、市民の健康の増進と医療の発展に貢献する。
- ・神戸医療産業都市進出企業をはじめとする開発企業等との連携による医師主導治験や特定臨床研究を推進し、新たな医薬品・医療機器等の開発に貢献する。
- ・法令等に則り、倫理性と科学性を確保するとともに、円滑かつ安全に研究を遂行できるよう、研究を管理し、研究者と被験者を支援する。

エ 高度な小児・周産期医療の提供

- ・総合周産期母子医療センターとして、産科合併症や合併症妊娠といった、母子にとってハイリスクとなる出産に対し、専門各科と連携して、小児・周産期医療を安定的に提供する。

(2) 西市民病院の役割

ア 地域の患者を24時間受け入れる救急医療の提供

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療を提供し、地域住民の安心及び安全を守る。
- ・地域医療支援病院として、医師をはじめとする全職種が救急医療の重要性を認識し、救急車搬送応需率を高い水準で維持し、救急車受入患者数を4,500人以上とするなど、市や地域の関係機関と連携しながら、

地域全体の救急医療の充実をめざす。

目標値

項目	目標値
救急車受入（人）	4,500以上

イ 高齢化の進んでいる地域の医療機関として、低侵襲医療とA D Lを重視し、地域の医療介護機関との連携により治し・支える医療の提供

- ・がん治療などにおいて、手術支援ロボット、腹腔鏡手術、内視鏡手術と免疫化学療法などを駆使し、低侵襲な治療に取り組む。
- ・健康寿命の延伸をめざし、地域医療機関や介護施設等と連携し、生活習慣病の悪化防止、フレイルやサルコペニアの発生予防、運動機能の維持・回復などに取り組む。

ウ 地域のハイリスク分娩に対応できる周産期医療の提供

- ・市街地西部における周産期医療施設として、質の高い周産期医療を安定的に提供するとともに、ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩等への対応も含めた役割を継続する。

エ 地域需要に対応した小児医療の提供

- ・小児二次救急体制を継続し、小児救急医療の安定的な提供に努める。
- ・急性期疾患を中心に、地域の医療機関では困難な小児疾患に対応する。

オ 認知症患者に対する専門医療の提供

- ・認知症疾患医療センターとして、認知症鑑別診断等を実施し、認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる体制を引き続き構築する。
- ・市の施策である「認知症の人にやさしいまちづくり」の推進に向け、地域の医療機関と協力しながら、院内外の交流会、研修会を開催するなど、認知症疾患に携わる医療、介護等の多職種の連携を強化する。

(3) 西神戸医療センターの役割

ア 地域の医療機関と連携した24時間体制での救急医療の提供

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療体制を確保するほか、救急医療に関連して高度急性期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を

提供する。

- ・地域の中核病院として、救急車受入患者数を5,000人以上とするとともに、近隣の消防署と密に連携し、重症・重篤な救急患者に対しても迅速な救命措置を行える体制の維持・向上に努める。

目標値

項目	目標値
救急車受入（人）	5,000以上

イ 地域における小児救急・小児医療の拠点機能の提供

- ・小児の二次救急体制に参加するとともに、全日準夜帯（17時～24時）の救急受け入れを安定的に継続し、小児患者の救急車搬送についても可能な限り応需する。
- ・地域の医療機関と連携し、幅広い小児疾患に対応する。

ウ 地域における高度な周産期医療の提供

- ・地域医療機関との連携及び役割分担のもと、ハイリスクな妊婦や救急時の受け入れをはじめ、地域の需要に対応した周産期医療を提供し、地域周産期母子医療センターと同程度の機能を果たす。
- ・少子化の中で、地域のニーズに対応できる分娩施設の整備に取り組む。

エ がん患者への幅広い支援と集学的治療の提供

- ・地域がん診療連携拠点病院として、がん治療の専門性を最大限に活かし、地域医療機関とともに患者・家族が安心して生活できる診療連携体制を維持する。
- ・手術支援ロボットによる低侵襲な手術や化学療法、放射線治療を組み合わせた集学的な治療の実施及びがん相談支援センターを中心とする患者支援に取り組む。
- ・遺伝カウンセリング及び遺伝学的検査を実施し、がんゲノム医療を推進する。

オ 結核医療の中核機能の提供

- ・市内唯一の結核病棟を有する病院として、結核患者にも対応できる手術室や血液透析室などの設備を活用するなど、感染症対策の強化を図

りながら引き続き総合的な結核医療を提供する。

(4) 神戸アイセンター病院の役割

ア 標準医療から最先端の高度な眼科医療まで質の高い医療の提供

- ・地域医療機関との連携や機能分担を推進し、隣接する中央市民病院との連携を行い、安全で質の高い標準医療を提供するとともに、高度で専門性を必要とする眼疾患に対応する。
- ・開発を進めてきた i P S 網膜色素上皮細胞移植や視細胞移植などの再生医療や遺伝子検査・治療などの高度医療を世界に先駆けて提供するとともに、国内外への普及を支援する。

目標値

項目	目標値
紹介患者数（１日あたり）（人）	11.2 以上
逆紹介患者数（１日あたり）（人）	13.5 以上

イ 治験・臨床研究を通じた次世代医療の開拓

- ・より有効で安全性の高い治療をめざし、国内外の研究機関等と連携し、眼疾患に係る治験・臨床研究に積極的に取り組む。
- ・眼科領域における遺伝子検査・治療の臨床研究・治験の実施体制を整備するとともに、i P S 細胞治療の臨床研究においては、先進医療等の実用化を進め、神戸医療産業都市及び世界の眼科医療に貢献する。

ウ 患者の日常生活支援と患者満足の上昇

- ・日常生活に支援が必要な患者について、ロービジョンケア施設である N E X T V I S I O N 等を適切に紹介しつなげることで、アイセンター全体として目のワンストップセンターとしての役割を果たす。
- ・眼科専門病院として、全部門が来院者の特徴に配慮したサービスを提供し、D X（デジタルトランスフォーメーション）等も含めて患者満足の向上に向けた取り組みを推進する。

エ 診療・臨床研究を担う未来の医療人材育成

- ・臨床、教育、研究それぞれに取り組み、日本の眼科の未来を担う人材

の育成に取り組む。

- ・モチベーションの好循環となるよう、業績に応じた職員への評価やDX等による働きやすい職場づくりを進める。

(5) 共通の役割

ア 災害医療の提供

- ・非常時にも継続して医療を提供できるように平時からBCP等を適宜見直すとともに訓練及び研修に取り組む。
- ・大規模災害発生時等には市、県及び地域医療機関と連携を図りながら市民の安全確保に率先して取り組む。
- ・大規模災害等に備え、3日間の食料や3日間以上の医薬品等を備蓄するなどの必要な対策を講じる。

イ 新興感染症等への対応

- ・新興感染症の発生に備え、平時から対応マニュアルの適宜見直しや施設整備、対応可能な職員の育成等を実施する。
- ・新興感染症発生時は、市内唯一の第一種感染症指定医療機関である中央市民病院をはじめ、各病院がそれぞれの役割に応じて、市、県及び関係機関と連携しながら、感染症発生初期における患者受け入れなど、感染症医療に率先して取り組む。
- ・平時より標準的な予防策を徹底するとともに、地域医療機関への指導的役割を果たす。
- ・新興感染症のみならず、既存の感染症に対しても関係機関と連携しながら各病院の機能及び特性を生かした取り組みを推進する。

2 地域医療機関との連携強化及び地域への貢献

(1) 地域医療機関との連携強化

- ・オープンカンファレンス等を積極的に実施することなどにより、顔の見える連携を強化し、地域医療機関との役割分担のもと紹介、逆紹介を進める。
- ・地域の在宅診療医や介護施設、訪問看護ステーション等との多職種での連携を強化し、患者やその家族等の状況に応じた入退院の支援を実

施することなどにより、地域包括ケアシステムの推進・運用に努める。

目標値

項目	目標値		
	中央	西	西神戸
紹介率（％）	75 以上	57 以上	80 以上
逆紹介率（％）	135 以上	113 以上	90 以上

項目	目標値
	アイ
紹介患者数（１日あたり）（人） ※再掲	11.2 以上
逆紹介患者数（１日あたり）（人） ※再掲	13.5 以上

(2) 人材育成等における地域貢献

- ・高度・急性期医療等を学ぶ場として臨床研修医・専攻医に対する研修教育指導体制を充実させ、将来を担う若手医師を育成する。
- ・医学部生、看護学生、薬学部生をはじめとした医療系学生の実習を受け入れ、地域における優秀な人材の育成と医療の質向上に貢献する。

(3) 市民への情報発信

- ・各病院の特色や治療実績、経営状況等について、広報誌やホームページ等を活用して、情報を発信する。
- ・市民の健康向上のため、最新の治療情報や日常生活の注意点等について公開講座などを通じて発信し、市とともに健康づくり施策に取り組む。

3 信頼と満足が得られる医療の提供

(1) 患者の意思決定の支援

- ・患者や家族との相互理解を図り、患者の意思決定を尊重したインフォームド・コンセント（患者への分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。）を徹底する。

- ・ 患者がより良い治療方法を選択し、納得して治療を受けるための判断材料としてもらうため、希望する患者に対しセカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を行う。

(2) 医療安全対策の徹底

- ・ 患者の安全を最優先に万全な対応を行うことができるように、医療安全に関する情報の収集及び分析を行い、医療安全対策を徹底する。
- ・ 院内で発生したインシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した、患者・医療従事者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（患者・医療従事者に傷害を及ぼした事例）について、その内容を分析・共有し再発防止に取り組むなど、医療安全意識の醸成に努める。
- ・ 医療事故が発生した場合には、適切な対応を取るとともに、公表指針に基づき公表し、信頼性と透明性を確保する。

(3) 最適な医療の提供

- ・ 急性疾患を有するなどクリニカルパス（入院患者に対する治療内容を標準化した計画書）の適用が困難な患者を除き、クリニカルパスを積極的に適用するとともに、適切に見直す。
- ・ 高齢化の進展により疾病の複雑化への対応が求められる状況において、患者に最適な医療を提供する。

(4) 患者サービスの向上

- ・ 患者やその家族が院内で快適に過ごすことができるよう、DXを進めながら、待ち時間対策や職員の接遇能力の向上、多言語対応等を図る。
- ・ 患者満足度95%以上をめざして、定期的なアンケート調査や意見箱の設置等によりニーズを的確に把握し、問題点の評価・改善を繰り返すことで、患者サービスの向上を図る。

目標値

項目	目標値
	法人全体
患者満足度調査（入院・外来）（％）	95 以上

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 優れた専門職の確保と人材育成

(1) 職員の能力向上等への取り組み

- ・市民病院職員としての使命感を持ち、高い専門性と協調性、豊かな人間性を兼ね備えた医師、看護師、メディカルスタッフ、事務職員等の確保・育成に取り組む。
- ・事務・メディカル等職員が必要な技能や知識を習得できるよう資格取得支援を継続する。また、大学院や助産師学校等への留学制度（長期国内留学）、国内外の医療機関・研究機関・大学等で研鑽を積むための「医師研究休職制度」・「短期国内外派遣制度」等を活用することにより、教育及び研修の機会を充実し、指導者も含めた次世代医療を担う人材を育成する。

(2) 医師等の働き方改革の推進

- ・DXの推進や多職種連携によるタスクシフト・タスクシェアの推進、業務の効率化、労働時間の適正化など、医師をはじめとする全職員の業務負担軽減を図り、働き方改革を推進する。
- ・特に医師については、令和6年度から「労働時間の上限規制」が適用されることから法基準を遵守するとともに、健康確保に取り組み、持続可能な医療体制の維持を図る。

(3) 職員が意欲的に働き続けることのできる環境づくり

- ・職員の能力や貢献度が各病院の特性に応じて適正に評価される人事給与制度や、柔軟な勤務体制の構築など、全職員が意欲的に働くことのできる環境づくりをめざす。
- ・研修等の実施により、ハラスメント対策を推進する。
- ・育児中の職員の「仕事と家庭の両立」を支援するため、育児に関する

制度を継続して見直すなど、安心して働き続けることができる環境を整備する。

2 効果的かつ効率的な業務運営体制の構築

- ・常任理事会等で各病院の課題などを共有しながら、医療や病院経営を取り巻く環境の変化に対し、迅速かつ効果的・効率的に対応した組織運営を行う。
- ・医療法をはじめとする関係法令遵守の徹底と業務運営の透明化を推進する。
- ・臨床研究を含めた業務全般について内部監査を実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営改善の取り組みと経常収支目標の達成

(1) 経常収支目標の達成に向けた収入確保及び費用の最適化

- ・各病院が機動的かつ戦略的な病院経営を行うことで、新西市民病院再整備にかかる影響を除き、経常収支（政策的医療にかかるものを除く。）において、第4期中期目標期間中の収支均衡を達成する。
- ・効率的な病床運営、地域医療機関との連携推進等による新規患者の受け入れ、診療機能の強化等により医業収益を確保する。
- ・4病院体制のメリットを活かし、品目の統一化・在庫の適正化等の取り組みを進めるほか、各病院での業務効率化を進め、費用の削減を徹底する。

目標値

項目	目標値		
	中央	西	西神戸
経常収支比率（％）	100 以上	100 以上※	100 以上
医業収支比率（％）	98.3 以上	97.5 以上※	99.5 以上
病床利用率（％）	92.0 以上	90.0 以上	91.0 以上
平均在院日数（日）	11.0 以下	12.0 以下	10.0 以下

新規患者数・（人） 入院（一般）	22,895 以上	9,363 以上	14,124 以上
新規患者数・（人） 外来（一般）	75,838 以上	19,200 以上	37,436 以上

項目	目標値	
	アイ	法人全体
経常収支比率（％）	100 以上	100 以上※
医業収支比率（％）	98.7 以上	98.5 以上※
病床利用率（％）	79.7 以上	－
平均在院日数（日）	3.6 以下	－
新規患者数・（人） 入院（一般）	2,409 以上	－
新規患者数・（人） 外来（一般）	4,579 以上	－

※新西市民病院再整備にかかる影響を除く。

(2) 計画的な投資の実施

- ・高度医療機器等について、社会情勢や医療需要の変化等を踏まえ、収支の見通しを立てた上で計画的に投資を行う。
- ・建物設備の経年劣化を踏まえ、社会情勢や医療需要に対応するため、中長期的な視点で保全・整備を検討し、実施する。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 DXの推進

- ・全国医療情報プラットフォームをはじめとする国の方向性を十分注視しながら、各病院の状況に応じ迅速に対応する。
- ・AIを搭載したシステムやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など、最新のデジタル技術を積極的に導入することで、業務の抜本的な見直し、効率化を図り、医療機能や患者サービスの向上、職員の働き方改革等を進める。

- ・ 情報統合基盤を経営分析や臨床研究などで積極的に活用し、市民病院間の医療情報の共有・連携をさらに進めるなど、医療情報システムの最適化に取り組む。

2 情報セキュリティ対策

- ・ 情報セキュリティリスクに対し、これを回避、低減する技術的対策を講じるとともに、定期的にネットワーク等の安全性を確認する。
- ・ データのバックアップを確実に行うほか、BCP等の適宜見直しや訓練・研修の実施など、万一のサイバー攻撃に備える。

3 西市民病院の再整備

- ・ 市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療をはじめとした政策的医療を充実させるなど、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、令和13年度夏頃の開院をめざして事業に取り組む。
- ・ 重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。
- ・ 新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。
- ・ 大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。
- ・ 現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。

第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付のもと、市民病院としての役割を果たすとともに、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。

1 予算（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	430,276
医業収益	400,707
運営費負担金	28,013
その他営業収益	1,556
営業外収益	5,424
運営費負担金	1,313
その他営業外収益	4,111
臨時利益	0
運営費負担金	0
その他臨時利益	0
資本収入	40,087
運営費負担金	1,135
運営費交付金	0
長期借入金	38,952
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	475,786
支出	
営業費用	400,937
医業費用	395,419
給与費	167,850
材料費	139,349
経費	84,055
研究研修費	4,165
一般管理費	5,518

給与費	2,195
経費	3,224
研究研修費	99
営業外費用	2,745
臨時損失	0
資本支出	64,340
建設改良費	40,220
償還金	23,220
その他の資本支出	900
その他の支出	0
計	468,023

[人件費の見積り]

期間中総額 170,045 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

ただし、用地取得に係る建設改良費及び長期借入金元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	430,336
医業収益	399,677
運営費負担金収益	28,013

補助金等収益	781
寄付金収益	607
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	839
資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	64
その他営業収益	154
営業外収益	5,215
運営費負担金収益	1,313
その他営業外収益	3,902
臨時利益	0
運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0
支出の部	
営業費用	411,319
医業費用	405,823
給与費	170,518
材料費	127,213
経費	76,937
減価償却費	27,302
研究研修費	3,853
一般管理費	5,496
給与費	2,237
経費	2,351
減価償却費	816
研究研修費	92
営業外費用	23,880

財務費用	2,609
控除対象外消費税	19,562
控除対象外消費税償却	1,576
営業外雑支出	133
臨時損失	0
純利益	352
目的積立金取崩額	0
総利益	352

※西市民病院再整備にかかる影響707百万円を除くと経常収支は1,059百万円の黒字。

3 資金計画（令和6年度からの5年間）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	435,699
診療業務による収入	400,707
運営費負担金による収入	29,326
その他の業務活動による収入	5,666
投資活動による収入	1,135
運営費負担金による収入	1,135
運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	38,952
長期借入れによる収入	38,952
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559
資金支出	
業務活動による支出	403,682
給与費支出	170,045

材料費支出	139,349
その他の業務活動による支出	94,288
投資活動による支出	41,120
有形固定資産の取得による支出	30,706
無形固定資産の取得による支出	9,514
その他の投資活動による支出	900
財務活動による支出	23,221
長期借入金の返済による支出	22,042
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	24,322

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びその他の法令等により診療を受ける者
健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）、

高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項及びその他の法令等の規定に基づき算定する額

(2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から③までに掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。

① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

② 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

③ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者、分娩する者及びその他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額

(3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

	種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院	特室	1人1日につき 3万4,000円	面積が約27～30㎡の個室
		個室A	1人1日につき 1万7,000円	面積が約20～26㎡の個室
		個室B	1人1日につき 1万2,500円	面積が約15～18㎡の個室
		個室C	1人1日につき 1万円	
		準個室	1人1日につき 4,000円	
	西市民病院	特室	1人1日につき 2万7,000円	面積が約28㎡の個室
		個室A	1人1日につき 1万2,500円	面積が約14㎡の個室
		個室B	1人1日につき 1万円	

	準個室	1 人 1 日につき	4,000円	
西神戸医療センター	個室 A	1 人 1 日につき	1 万 5,500円	面積が約 17 m ² の個室
	個室 B	1 人 1 日につき	1 万 1,000円	面積が約 15 m ² の個室
	2 人個室	1 人 1 日につき	1 万円	
	産科個室 A	1 人 1 日につき	1 万 5,500円	面積が約 17 m ² の個室
	産科個室 B	1 人 1 日につき	1 万 1,000円	面積が約 15 m ² の個室
	準個室	1 人 1 日につき	4,000円	
神戸アイセンター病院	個室 A	1 人 1 日につき	1 万 7,000円	面積が約 22 m ² の個室
	個室 B	1 人 1 日につき	1 万 2,500円	面積が約 18 m ² の個室
	個室 C	1 人 1 日につき	1 万円	
	準個室	1 人 1 日につき	4,000円	
分娩料		1 児につき	10万 5,000円	時間外は 20 パーセント増し、深夜は 40 パーセント増しとする。

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表に規定する額の 30パーセント増しとする。
- 2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日という。以下同じ。）以外の日にあっては午前 6 時から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 10 時までの、休日にあつては午前 6 時から午後 10

時までをいう。

3 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。

4 病室使用加算額については、この表の金額をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額とする。ただし、料金を変更する場合は事前に市民等に周知し透明性を確保する。

5 病室使用加算額については、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。

6 病室使用加算額における準個室とは、4床室に間仕切り家具を設置するなど、他の病室と比較してプライバシー確保により配慮した個室に準じた病室をいう。

(4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めたときは、診療料等の全部又は一部を減免することができるものとする。

第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 49,409	神戸市長期借入金等

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、

各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

- ・多様な働き方を選択できる労働環境を整備し、職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働き方の改革に取り組むとともに、優れた専門職の確保と人材育成に努める。
- ・医療を取り巻く状況の変化への対応、医療の質向上や医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮した上で、業務量や業務内容に応じた人員配置や多様な雇用形態の活用等により効率的かつ効果的な体制及び組織を構築する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方 債償還債務	1,179	1,879	3,058

(2) 長期借入金 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金 償還額	22,596	72,368	94,964

(3) 新中央市民病院整備運営事業 (単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
新中央市民病院整備運営事業	2024年度～2040年度（17年間）	17,985	42,720	60,705

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。